

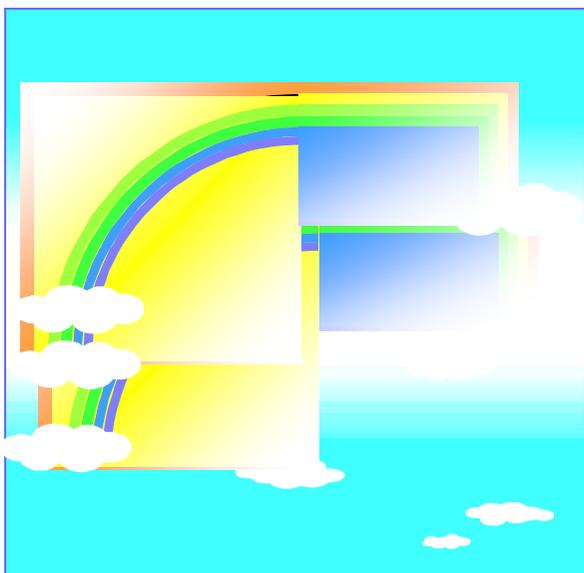
参考付録

参考付録

- 1 農業者団体、地方公共団体に対するパンフレット・・・88
- 2 農業者向けのリーフレット・・・・・・・・・・105
- 3 地域水田農業推進協議会における優良事例・・・・・・・・106



新たな需給調整システムについて



19年産から新たな需給調整システムへの移行が決定
米政策改革の支援策の概要
新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた体制づくり

平成18年10月

農林水産省

このパンフレットは平成18年10月1日現在のものであり、随時更新します。最新の内容については、農林水産省総合食料局ホームページ (<http://www.syokuryo.maff.go.jp/>) の米政策改革情報をご確認下さい。

目次

平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することが決まりました。	・・・	P.1
米政策改革の支援策の内容が、明らかとなりました。	・・・	P.1
・ 米政策改革推進対策の見直し	・・・	P.2
・ 新たな産地づくり対策について	・・・	P.3
・ 地域水田農業ビジョンの高度化・実現に向けて	・・・	P.4
・ 稲作構造改革促進交付金について	・・・	P.6
・ 集荷円滑化対策の拡充	・・・	P.9
・ 関連する対策の概要	・・・	P.10
平成19年産からの新たな需給調整システムとは？	・・・	P.12
新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた体制づくりをしましょう！	・・・	P.19
・ すべての方針作成者が実質的に参画する体制の整備	・・・	P.20
・ 生産調整方針に参加する農業者の明確化	・・・	P.21
・ 個人情報の取り扱いに注意！！	・・・	P.22
・ 地域協議会の構成員の役割の明確化	・・・	P.23
・ 生産調整の実効性の確保	・・・	P.25
・ チェックリストを活用し、体制整備を確認しましょう！	・・・	P.27
地域における国（農政事務所等）の取組	・・・	P.31
お問い合わせ先	・・・	P.32

● 新たな産地づくり対策について

新たな産地づくり交付金の概要

○ 産地づくり交付金（本体）

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らの創意工夫で作成する地域水田農業ビジョン（ビジョン）に基づいて実施する取組を支援します。

また、現行対策と同様、産地づくり交付金の**使途・単価は地域自らが決定**し、対策期間中は**一定額を交付**する仕組みです。

水田農業の構造改革の実効をあげるため、国のガイドラインに担い手支援に向けた具体的な使途を列挙することとし、担い手への重点的な活用を促進します。

- (例)
- ・担い手に対する単価の上乗せ
 - ・担い手への農地集積・作業の受委託への助成
 - ・担い手を中心とする合理的な土地利用への助成

都道府県別配分の考え方

交付金のより効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の各地域の努力を的確に反映します。具体的には、

- 現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の作付状況
(例えば、H15 H18の麦・大豆・飼料作物等の作付の増減)
- 需給調整の実施状況 (例えば、生産調整の実施状況、集荷円滑化対策への加入状況)
- 担い手の育成・確保状況 (例えば、認定農業者の確保状況)
- 直近の米の需要見通し (例えば、H16 H19の米の需要見通し(目標数量)の増減) 等

○ 新需給調整システム定着交付金

新たな需給調整システムの下での円滑な取組のため、**当面の措置**として実施します。

県段階の判断により、使途・単価を決定します。

- 使途**
- 超過達成(大幅に米の作付けを減少させる場合)
 - 地域振興作物(従来は対象外であった麦・大豆・飼料作物の取組も可)
 - その他の意欲的な生産調整の取組

都道府県別配分については、自県産米の販売状況などを踏まえ着実な需給調整に取り組もうとする産地のインセンティブとなるよう、現行の特別調整促進加算に比した増額分(100億円)については前年度の水田における作物の作付状況を踏まえて、**毎年、配分の見直し**を行います。

産地づくり交付金（本体）との融通について

まずは、都道府県協議会において、県域段階で推進すべき事項を真摯に検討してください。その上で、必要に応じて現行対策同様、産地づくり交付金（本体）との融通を行うことは可能としています。

● 地域水田農業ビジョンの高度化・実現に向けて

19年度に向けたビジョンの改訂と毎年度の進行管理の徹底

米政策改革の第2ステップに向け、円滑なスタートを！

19年からの米政策改革の第2ステップに向けて、残された期間はわずかです。

次期対策を地域にとって実り多いものとするためにも、対策推進の肝となるビジョンの見直しを計画的・戦略的に進めていきましょう。

まずは、現行対策の達成状況の確認から！

現行対策期間における取組状況を踏まえて、ビジョンの目標を達成しているか、また、産地づくり交付金が効果的に活用されているか、データ等を基に的確に把握しましょう。

ビジョンの実現のためには、地域関係者が一体的に取り組むことが重要！

一部の関係者だけの閉鎖的な議論では、地域全体へ考え方の浸透は進みません。集落や農業者に地域農業の問題点を伝え、危機感・問題意識を持ってもらうこと、そしてできる限り幅広く意見を汲み上げることにより「当事者意識」をもってもらうことがビジョンの実効性を左右します。また、地域協議会の議論は、関係者の誰しもが情報を共有できるよう、さらには、公正で透明性のある議論を行うためにも、公開とすることが極めて重要です。

毎年度の進行管理が成功の秘訣！

次期対策の対策期間は3年間です。一度方針を決めたからと言って3年間を漫然と過ごすのではなく、毎年度の取組状況をデータで把握し問題点をあぶり出す、そして必要に応じて目標を見直す、さらには産地づくり交付金の置き方を見直すといった進行管理が重要です。「先進地」といわれる地域の成功の裏には、このような地道な取組が必ずあるのです。

ビジョンの改訂のポイント

地域水田農業の改革の基本的な方向

- ・3年間の取組による目標の達成状況を踏まえ、地域の弱点を克服する方向でビジョンの見直しをしましょう。

達成状況の確認

- ・現行対策の3年間の成果について、統計や意向調査などを基に現状や問題点を数値化して的確に捉えていますか。
- ・現状や問題点に即した目標となっていますか。目標の再設定の必要はありませんか。
- ・特に担い手育成・確保運動を踏まえたビジョンの担い手リストの見直しは行っていますか。

産地づくり交付金の活用の見直し

- ・需要に応じた生産を推進する観点から、地域の振興作物や何をウリ(高品質、オンリーワン等)にするかを明確にし、それを伸ばすような使途となっていますか。
- ・担い手育成・確保の加速化のために使途の見直しを行っていますか。

関係者が一体となった見直し

- ・農業者、集落、生産調整方針作成者等関係者の意見を十分に汲み上げる体制となっていますか(集落説明会やアンケート調査等により、地域農業の問題点を伝え、その上で意見をくみ上げる体制づくり)。
- ・ホームページや広報誌等を活用し、見直しの内容が関係者に十分に周知される体制となっていますか。

地域協議会の議論の透明化

議論の公正・透明性の確保のため、原則公開とします(担い手リストを含む)。

毎年度の進行管理

要綱・要領において毎年の点検・見直しを義務付けるとともに、結果の報告・審査・指導体制を明確化します。

地域水田農業推進協議会

- ・ビジョンの進行管理体制の構築及び進行状況の把握・評価
- ・評価、それに基づいた見直し状況について都道府県協議会に報告

産地づくり計画の承認申請の際、報告

都道府県水田農業推進協議会

- ・地域協議会からの報告内容の審査、助言・指導の実施
< 地域協議会の取組をチェックリスト化し確認 >
- ・地域協議会の報告内容及び都道府県協議会の指導方針等を国に報告

産地づくり計画の協議の際、報告

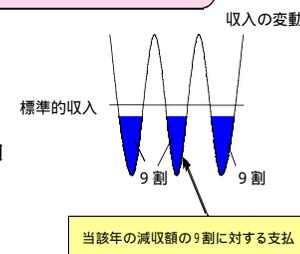
国

報告内容を取りまとめ、必要に応じ助言・指導等を実施。

稲作構造改革促進交付金について

○ 品目横断的経営安定対策(担い手) (収入減少影響緩和対策)

- ・生産者:国 = 1:3で拠出
- ・対象品目ごとの収入と基準期間の平均収入との差額を経営体ごとに合算・相殺し、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補てん。



○ 稲作構造改革促進交付金(担い手以外) (産地づくり対策の中で稲作構造改革促進交付金を措置)

あらかじめ算定した額を地域に毎年提示

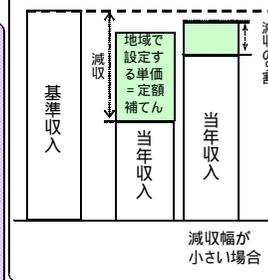


生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

活用方法は、地域の創意工夫により右のいずれかを地域で選択(一部の融通も可)

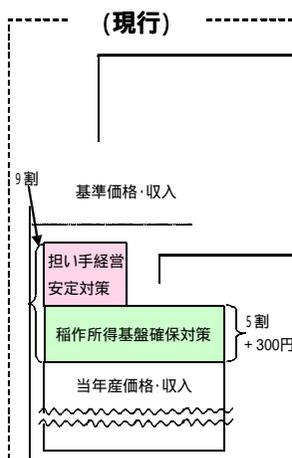
【米価下落に応じた支払】

- ・生産者拠出なし
- ・補てんの単価は地域で設定。基本は、あらかじめ地域で設定した単価での定額補てん。ただし、減収幅が小さい場合は、減収の9割まで。



【転作部分や担い手育成等への助成】

- ・地域であらかじめ取り決めることにより、産地づくりとして転作部分や担い手育成等に使用できる。
- ・担い手集積加算を産地づくりに融通する場合は、担い手育成に活用。



- ・稲得: 生産者:国 = 1:1 + 300円/60kgで拠出。当年産価格が基準価格を下回った差額の5割 + 300円/60kgを積立てる範囲内で補てん。
- ・担得: 生産者:国 = 1:3で拠出。稲得の上乗せとして、基準収入と当年産収入の差額の9割を積立てる範囲内で補てん。

稲作構造改革促進交付金算定の考え方

【趣旨】

生産調整に取り組む担い手以外の生産者に対して、米の価格下落等の影響を緩和するための支援を行うとともに、農地が担い手に集積される場合には加算が受け取ることができるよう措置。
なお、地域であらかじめ取り決めることにより、財源の全部又は一部を産地づくり交付金に融通することが可能。

【生産者への補てん】

あらかじめ地域で設定した単価での定額補てん(ただし補てんは減収の9割が上限)。

本交付金の全国ベースの所要額は、担い手の育成・増加の見通しを踏まえ、期間中(19~21年)に漸減するよう算定。

(参考) 全国ベースの所要額についての考え方

【面積】

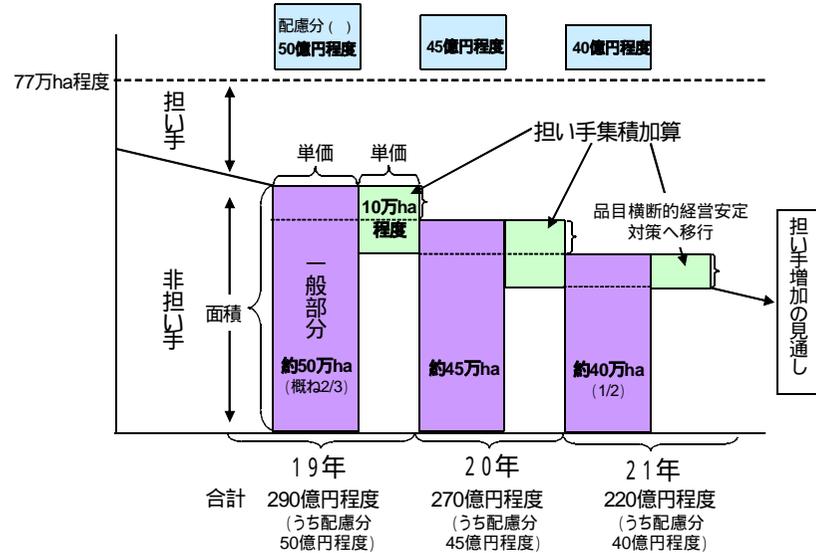
○ 算定する交付面積については、過去の稲得加入面積から**品目横断的経営安定対策(収入減少影響緩和対策)の対象に移行すると見込まれる生産者に係る面積を控除した面積を基本に算定。**

○ また、**担い手の育成・増加の見通し等を踏まえ、期間中(19年~21年)に漸減するようあらかじめ算定。**

【単価】

○ 一般部分 : 4,000円/10a
担い手集積
加算 : 3,000円/10a

担い手集積加算は、**2年以内に担い手への集積が確定な場合に加算し、あらかじめ取り決めた上で産地づくり交付金に融通する場合は担い手育成に活用。**



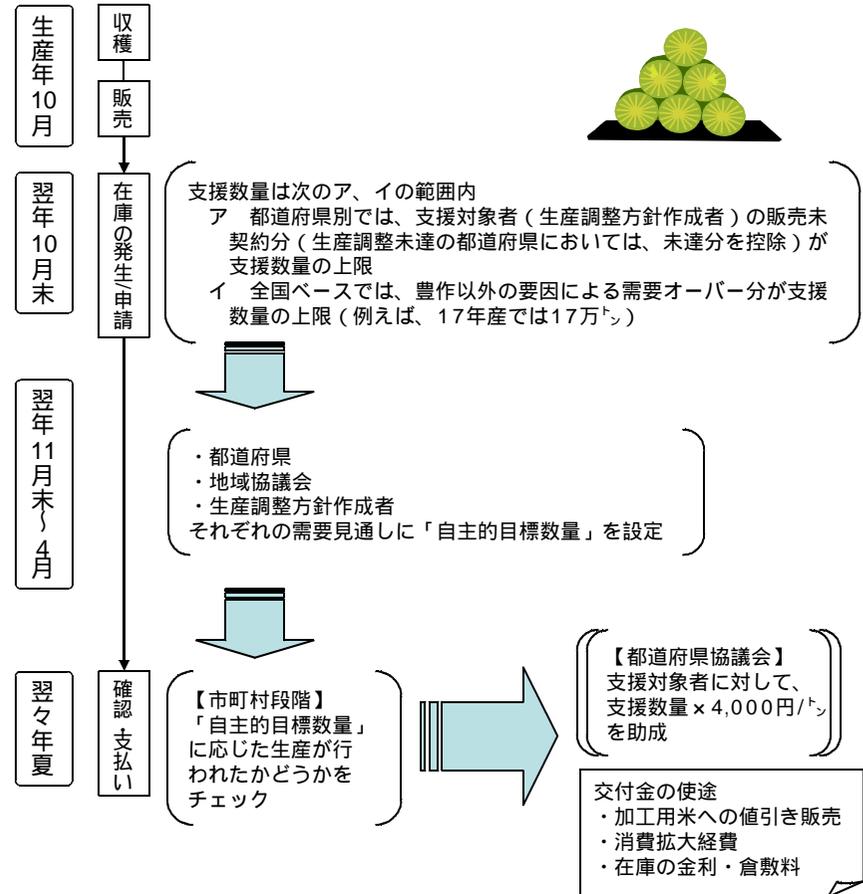
() 生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。その際、**この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。**

稲作構造改革促進交付金の上乗せ部分の活用

稲作構造改革促進交付金の生産調整参加者の拡大に配慮した上乗せ部分(19年産にあっては50億円)の活用

・ 稲作構造改革促進交付金の**生産調整参加者の拡大に配慮した上乗せ部分の一部については、**都道府県段階の判断を踏まえ、産地の需給改善に向けた流通段階の取組みとして、**翌年の生産調整の自主的な拡大を前提として、持ち越し在庫の保管経費等への支援(4,000円/ト)に活用することを可能とする。**

支援対象者に対する在庫対策の考え方



● 集荷円滑化対策の拡充

集荷円滑化対策の実効性の確保

- 生産者の拠出を産地づくり対策の交付要件とする。
- 本対策の加入促進を図るため、生産者拠出金（1,500円/10a）を原資として支払われる生産者支援金について、**18年度以降の生産者拠出金を原資に支払われる生産者支援金の単価を増額（3,000円/60kg 4,000円/60kg）するとともに、当該生産者拠出金について生産者支援金に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者へ払い戻しを行う。**
- 豊作による過剰米を区分保管する措置の枠内で、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金から行われる**無利子短期融資（融資単価3,000円/60kg）について、その対象を弾力化し、豊作による過剰分のうち、出来秋の区分出荷に加え、持ち越し在庫分も対象とする**（この持ち越し在庫分に係る生産者支援金の扱いについては今後検討）。

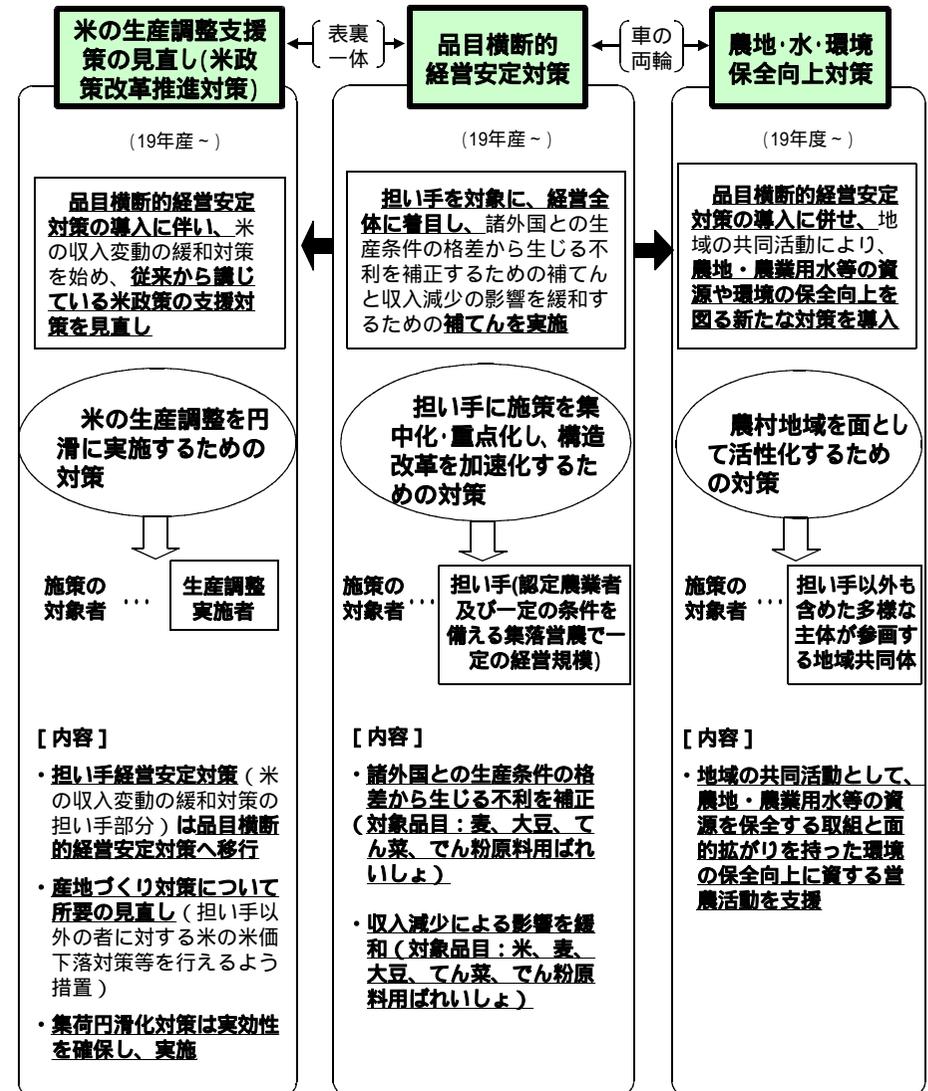
平成17年産米 集荷円滑化対策の今後のスケジュール

18年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 区分保管数量等の現地確認（10月末日基準日とする現地確認） 無利子短期融資の米穀機構への償還（金銭弁済または現物弁済） （償還期限19年1月10日まで） 生産者支援金の支払（4,000円/60kg（19年3月末日まで）） 過剰米短期融資円滑化事業（1,000円/60kgを上限（1/2相当）） （申請期限19年1月15日まで）
10月	
11月	
19年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 集荷奨励事業（1,000円/60kgを上限（申請期限19年1月15日まで））

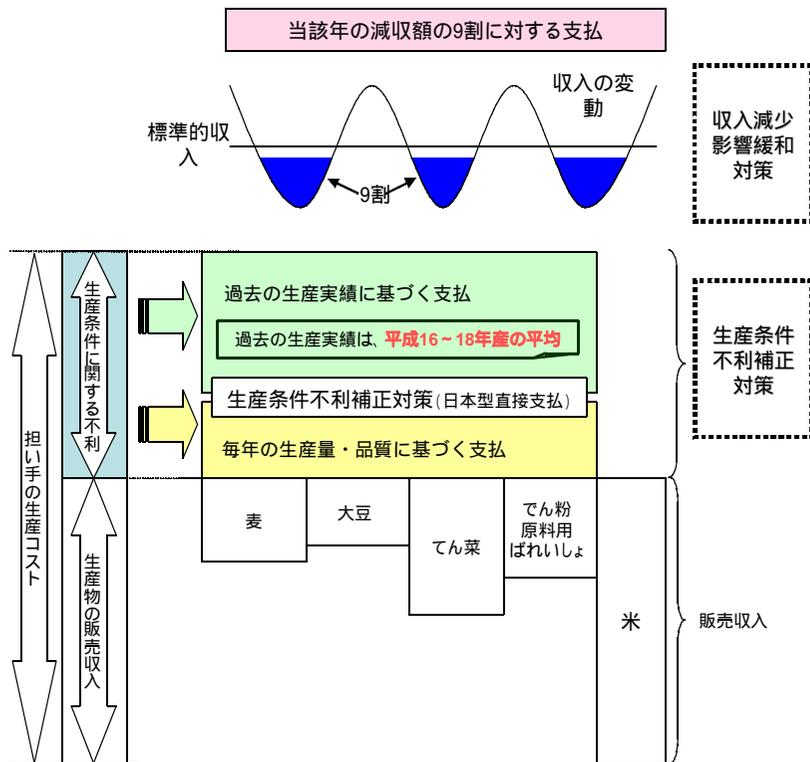
生産者支援金については、短期融資の償還を金銭または現物弁済したのちに、生産者拠出に基づく支援金の支払（4,000円/60kg）

● 関連する対策の概要

関連する対策の関係図



19年産以降の品目横断的経営安定対策の概要



「過去の生産実績に基づく支払」の **面積当たり単価** と「毎年の生産量・品質に基づく支払」の **数量当たり単価** を合わせた水準は、現行対策とほぼ同じです

(円/10a, kg/10a)

	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
水準	40,400	32,200	28,000	35,700	28,900	41,300	52,900
全国の平均的単収	388	362	322	333	203	5,760	4,350

注1: 全国の平均的単収と同一水準の市町村の場合であって、標準的な品質のものを生産した場合の水準です。

注2: 二条大麦及び六条大麦は、それぞれ普通大粒大麦及び普通小粒大麦のことです。

平成19年産からの新たな需給調整システムとは？

新たな需給調整システムの考え方

国をはじめ、行政による生産数量目標の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、**農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施**

生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、**地域水田農業推進協議会（地域協議会）から提供される情報等を基に方針作成者自らの生産数量目標を決定するとともに、当該方針作成者の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産数量目標を配分**

地域協議会は、行政、関係機関及び方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

都道府県別の需要量に関する情報提供の考え方

新たな需給調整システムにおいて、国から都道府県へ提供する都道府県別の需要量に関する情報の内容は、以下により算定した数値とします。（本年秋から適用）

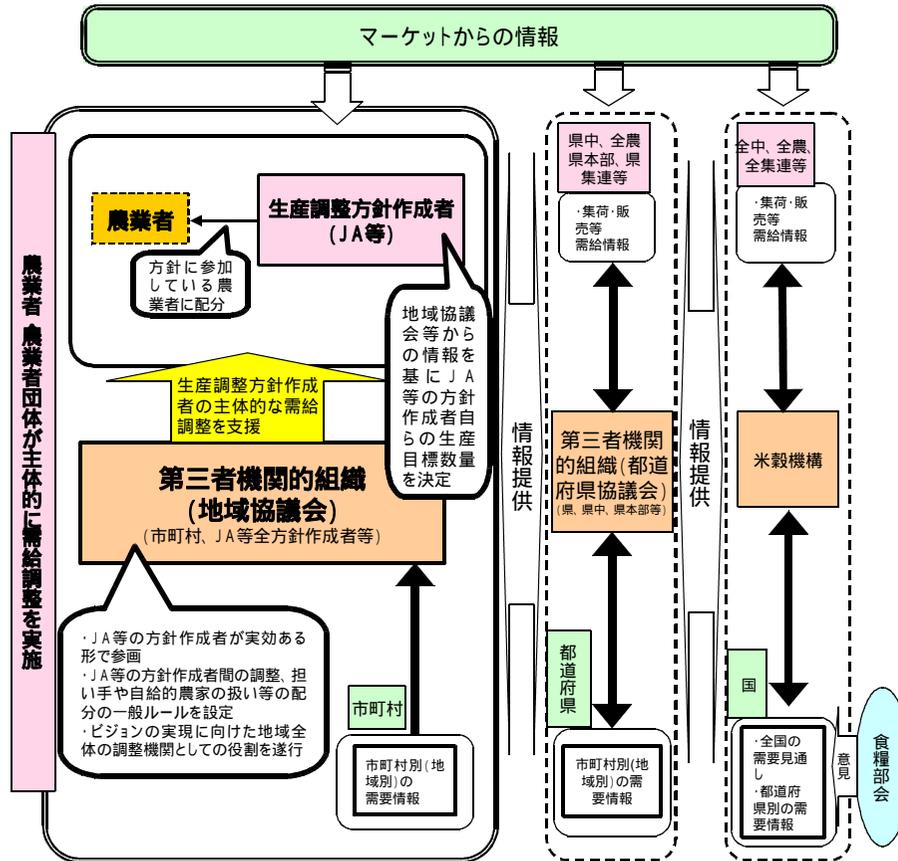
各都道府県ごとの**過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中層4年の平均値を、10割のウェイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定**

豊作その他の要因による各都道府県ごとの前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、**当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除**

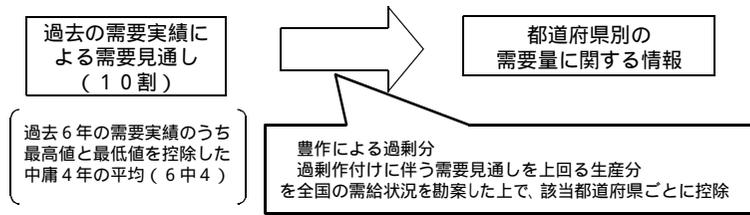
上記を基本に、**技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客観性を持って算定**

次ページ以降で新たな需給調整システムの概要及び考え方等をご紹介します。

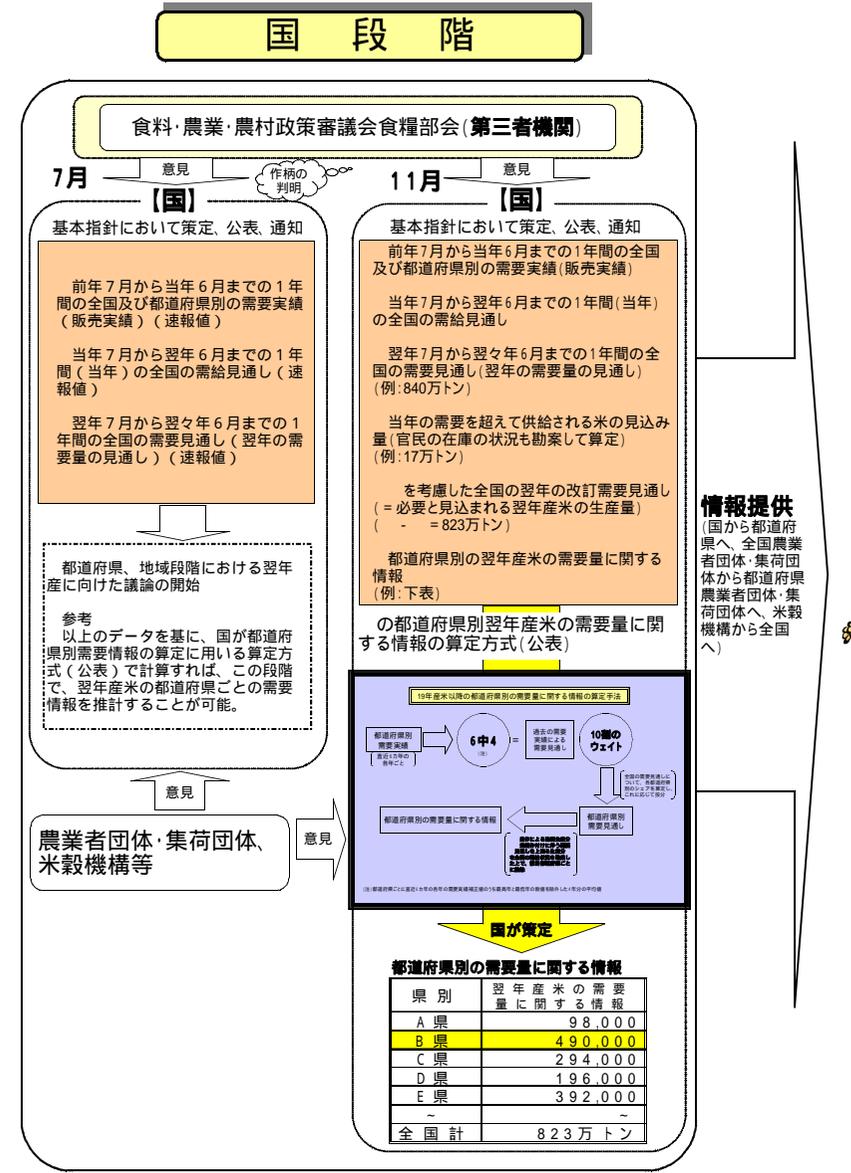
新たな需給調整システムの概要



【都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方】



新たな需給調整システムの具体的な流れの考え方



都道府県段階

12月

[B県]

B県の翌年産米の需要量に関する情報

490,000トン

国からのB県の需要量に関する情報を基に、市町村別の翌年産米の需要量に関する情報()を算定

【第三者機関的組織】(例：B県水田農業推進協議会)

農業者団体・集荷団体(県中、全農県本部(経済連、県単一農協)、県集連等)、行政機関(県、県関係機関)、県農業会議、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、担い手農業者等生産者、学識経験者等

都道府県の農業者団体・集荷団体等からの集荷・販売等の情報を踏まえ、B県が算定する市町村別の翌年産米の需要量に関する情報について、議論、検討

【算定方式】

市町村別の翌年産米の需要量に関する情報を次の算式により算定

前年産の需要実績：X%
販売戦略的要素：Y%

例
・販売実績
・高品質米(品質状況)
・販売先との結びつき
・担い手の状況
・環境保全型農業の取組

B県が算定

市町村別の需要量に関する情報

市町村別	翌年産米の需要量に関する情報
a 町	100,000
b 市	90,000
c 村	80,000
d 市	70,000
e 町	60,000
f 村	90,000
B県下全市町村	490,000

市町村別の需要量に関する情報については、必要に応じこれを更に細分化し地域別に提供

市町村段階

1~2月

[b市]

b市の翌年産米の需要量に関する情報

90,000トン

B県からのb市の需要量に関する情報を基に、地域別の翌年産米の需要量に関する情報を算定

情報提供

【例：b地区地域水田農業推進協議会】(第三者機関的組織)

生産調整方針作成者(JA、集荷業者、農業者等)、行政機関(市町村、都道府県の出先機関等)、農業委員会、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、学識経験者等

b市が算定する地域別の需要量に関する情報を基に、生産調整方針作成者(方針作成者)からの集荷・販売等の情報を踏まえ、

地域としての生産調整への取組の基本方針の設定(地域水田農業ビジョンと整合)

管内の方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報の算定、JA等方針作成者間の調整

管内の方針作成者から傘下の方針参加農業者への、生産数量目標の配分の一般ルール(算定方式)の設定

【算定方式】

方針作成者ごとの翌年産米の需要量に関する情報を次の算式により算定

農業者の水田面積：X%
前年産の需要実績：Y%
販売戦略的要素：Z%(例 販売先との結びつき、一等米比率、特別栽培米等の取組、担い手の状況)

b地区地域水田農業推進協議会が算定

JA等の方針作成者別の需要量に関する情報

い方針作成集荷業者	ろ方針作成JA	は方針作成農業者	～	b市合計
30,000	48,000	10,000	～	90,000

第三者機関的組織で算定され提供される方針作成者ごとの需要量に関する情報を踏まえて、JA等の方針作成者自らの生産数量目標を決定

決定!

例えば ろ方針作成JA II

48,000トンに決定

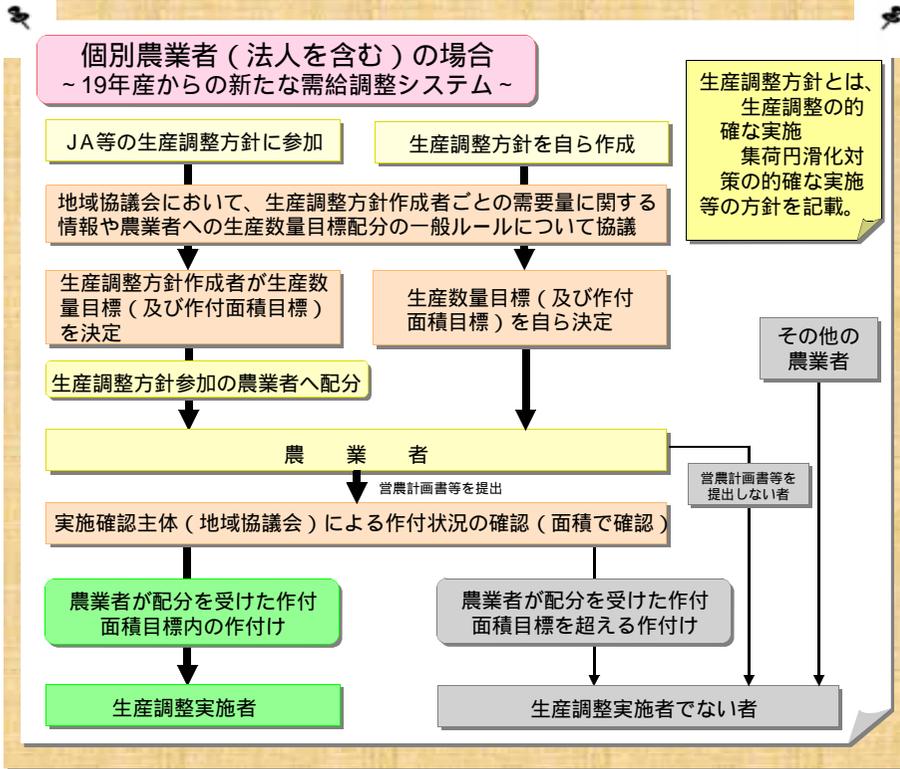
方針に参加する農業者へ配分

第三者機関的組織で設定された、傘下の方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般ルール(算定方式)に則して、JA等の方針作成者自ら算定方式を決定の上、配分

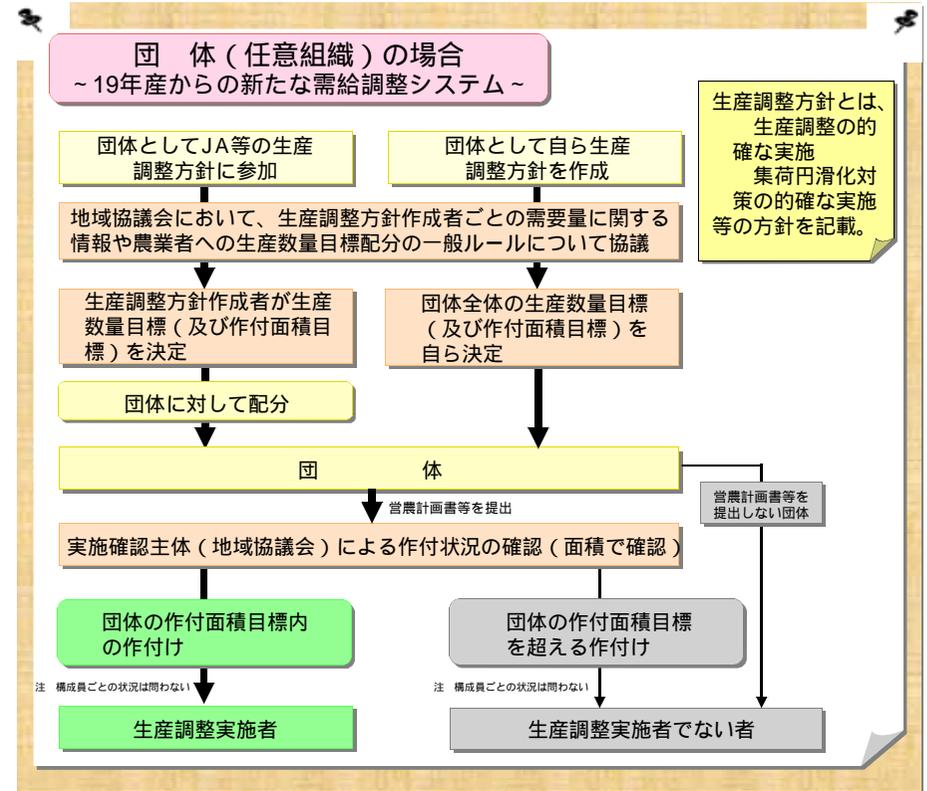
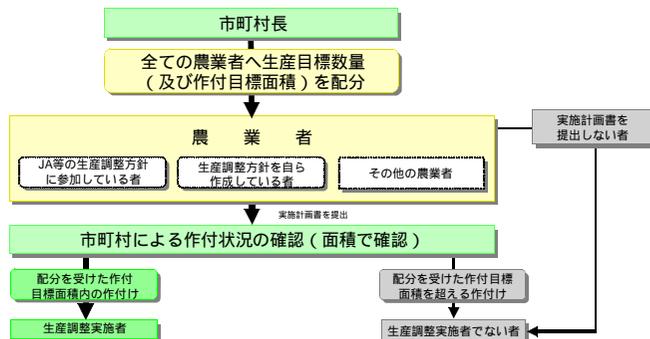
方針参加農業者	方針参加農業者	方針参加農業者	方針参加農業者	方針参加農業者	...	方針参加農業者計
150	220	510	50	360	...	48000

支援を受けるには生産調整実施者であることが必要！

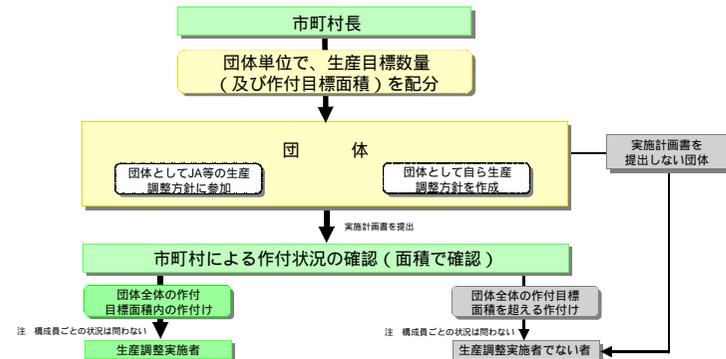
新たな需給調整システムのもと、国の支援を受けるための生産調整実施者であるか否かの確認について、個別農業者（法人含む）の場合と団体（任意組織）の場合に分けて整理すると次のとおりです。



（参考 ～18年産までの現行システム～）



（参考 ～18年産までの現行システム～）



新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた体制づくりをしましょう！

新たな需給調整システムでは、関係機関の支援を受けながら、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実行していくこととなることから、JA等の生産調整方針作成者（方針作成者）を始めとするすべての関係者は、新たな需給調整システムの中での自らの役割を認識し、生産調整の円滑な実施のための体制作りや手続き等の準備を早い段階から進めることが必要となります。

そこで！💡

● すべての方針作成者が実質的に参画する体制の整備

● 生産調整方針に参加する農業者の明確化

● 個人情報取り扱いに注意！！

● 地域協議会の構成員の役割の明確化

● 生産調整の実効性の確保

● チェックリストを活用し、体制整備を確認しましょう！

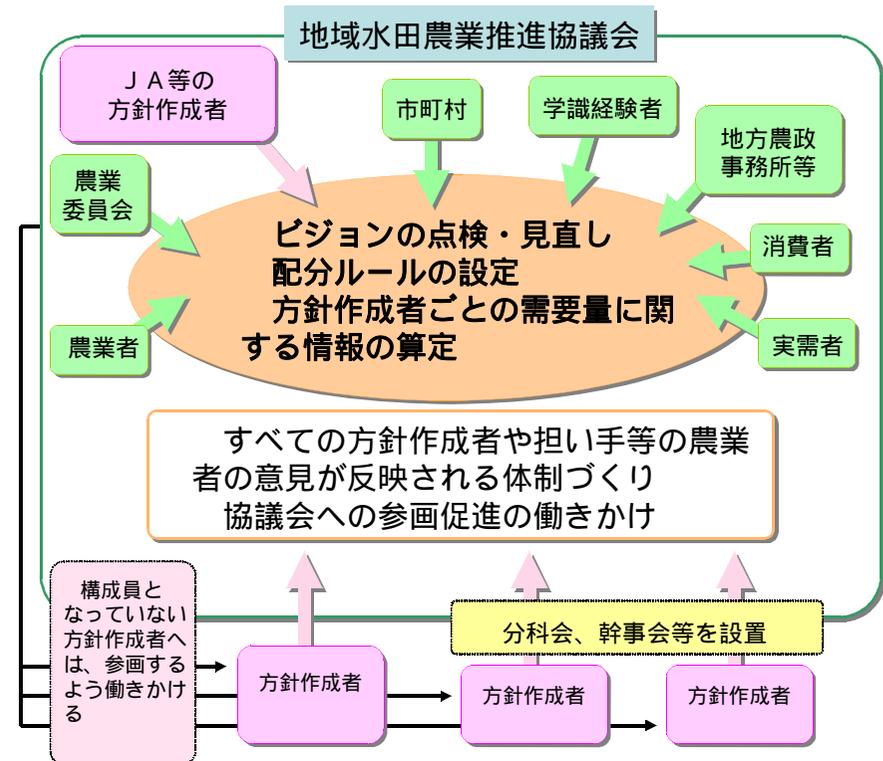
次ページ以降にJA等の方針作成者や地域協議会で準備を進めていただく事項を整理しましたので、今後の新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた取組に、ご活用下さい。

なお、このパンフレットに掲載している例は、一般的な例であり地域の実情に応じてご検討下さい。

● すべての方針作成者が実質的に参画する体制の整備

JA等の方針作成者は、自らの生産調整方針に参加する農業者に対し米の生産数量の目標（生産数量目標）を通知することから、すべての方針作成者は、地域協議会において、地域水田農業ビジョンの点検・見直し、配分の一般ルールの設定、方針作成者ごとの需要量に関する情報の算定等、地域の需給調整の方針の検討段階から事務局、幹事会等での実質的な議論に参画することが必要です。

このため、地域協議会の構成員となっていない方針作成者がいる場合には、構成員となる手続きを行う、また、方針作成者が多数で全てを構成員とすることが困難な場合には、地域協議会の下に全ての方針作成者による分科会等を別途設置する等、すべての方針作成者の意見を踏まえた議論となるような体制を整備することが必要です。



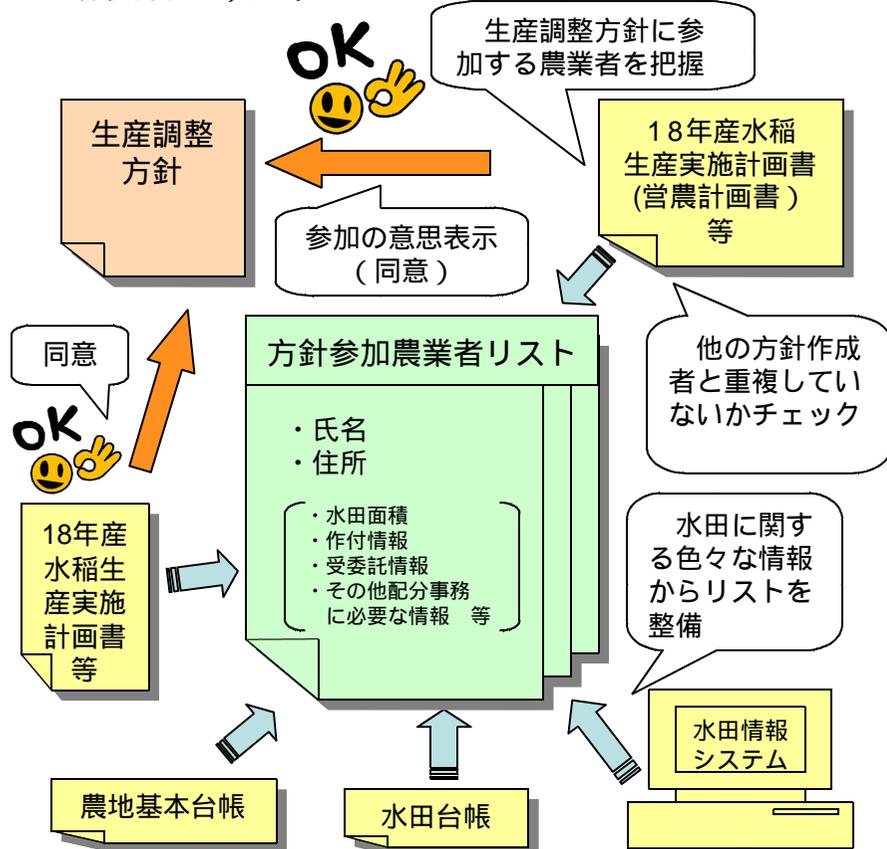
● 生産調整方針に参加する農業者の明確化

J A等の方針作成者は、自らの生産調整方針に参加する農業者を明確にし、方針参加農業者リストを整備する必要があります。

既に18年産の**水稲生産実施計画書、出荷契約書等**により生産調整方針への**参加の意思表示**をしている農業者を把握。又は**新たに生産調整方針の参加者を把握**する。

で把握した参加者が他の方針作成者と重複して参加していないかを書類の突合や情報交換等によりチェックする。

水田台帳、水田情報システム、農地基本台帳等の水田に関する色々な情報からリストを整備（行政や農業委員会等から情報提供を円滑に行う必要あり）する。

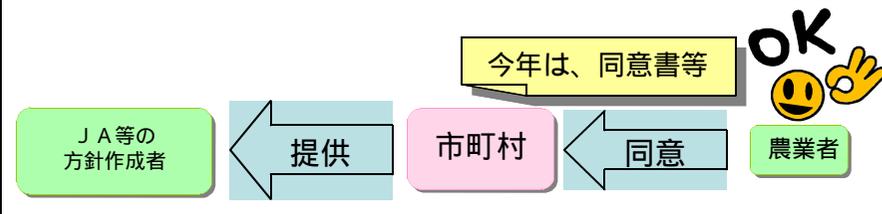


● 個人情報の取り扱いに注意！！

J A等の方針作成者に、水田台帳等の個人情報を提供する場合、その情報の管理者は、個人情報の取り扱いに注意し、条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

< 個人情報の提供対応例 >

パターン1 農業者本人から同意を取る。



パターン2 条例等（組織内部の規定等）に「法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」のような規定があり、管理者がこの規定にあたと判断した場合。



パターン3 条例等に基づき、審査会等に諮問し答申を得る。



来年からは、J A等の方針作成者へ提出する出荷契約書や地域協議会に提出する営農計画書等の中で同意を取るなどの効率的な手法も検討しましょう。